

定期予防接種費用を助成します

里帰り等で県外に短期間滞在され、やむ負えず福井県・舞鶴市以外の医療機関で定期予防接種を受ける場合、費用の一部を助成します。

助成を受けるためには、定期予防接種を受ける前に、高浜町子育て世代包括支援センター「^{くるむ}kurumu」への申請が必要です。助成を希望する方は以下の手続きをしてください。

◎ 助成の対象

下記の①および②にあてはまる方が対象です。

- ①接種時に高浜町に住民票があるお子さん
- ②福井県・舞鶴市以外で定期予防接種を希望している方



対象となるのは、予防接種法に基づく以下の定期予防接種です

ロタウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、3種混合、不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん

☆ご注意ください！

- * 国の予防接種実施規則等に定める方法以外の接種（予防接種の対象年齢や接種間隔が規則と異なる場合）は、助成できません。
- * 助成を受けるためには、事前に kurumu への申請が必要です。接種後の申請はできませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ・申請先】

高浜町子育て世代包括支援センター「^{くるむ}kurumu」
(高浜町保健福祉課 保健グループ内)

〒919-2201 高浜町和田117-68

TEL 0770-72-6154

⇒ 申請から助成までの流れについては裏面をご覧ください。

◎ 申請から助成までの流れ

①

申請する

接種を予定している日の2週間前（土・日・祝日は除く）までに、「高浜町予防接種実施依頼書交付申請書」に下記の内容について記入し、母子健康手帳、ままとベビーのハッピーブックといっしょに kurumu まで提出ください。

（申請書は kurumu のホームページからダウンロードできます。）

- ・ 福井県・舞鶴市以外の医療機関等で受ける予防接種の種類と接種予定日
- ・ 接種を受ける予定の医療機関等名、住所、連絡先
- ・ 滞在先の住所・電話番号

②

書類が届く

予防接種に必要な書類を滞在先の住所にお届けします。

（書類のお届けは申請書到着から約10日後となります。）

- (A) 接種医療機関等に提出する「予防接種実施依頼書」
- (B) 高浜町の「予防接種費用助成専用の予診票」

③

予防接種を受けに行く

接種を受ける医療機関等に高浜町が発行した書類（A）（B）と母子健康手帳を提出し、予防接種を受けてください。

接種後、予診票は接種医から保護者へ返されますので、保管してください。
接種費用は医療機関等へ支払い、必ず領収書をもらってください。

④

助成金の請求

kurumu に下記の書類を提出し、予防接種費用の助成を請求してください。

（接種後2カ月以内に）

- ・ 予防接種費助成請求書
（kurumu のホームページからダウンロードできます。）
- ・ 予防接種の予診票（B）
- ・ 母子健康手帳
- ・ 接種費用の領収書

⑤

助成金の振込

請求後、約1か月で、指定の口座に助成金を振り込みます。

助成額は、予防接種を受けた年度における高浜町の基準単価と、接種した医療機関等に支払った予防接種費用のいずれか低い方の額です。
高浜町の基準単価を超えた費用については、自己負担となります。

予防接種は生後2か月から開始します。接種医と相談し、計画的に進めましょう。
費用の助成を希望される場合は、早めに kurumu へご相談ください。